

国立大学法人東京農工大学利益相反ポリシー

国立大学法人東京農工大学（以下、本学という。）の職員が、教育及び研究に関する社会的責任を果たしながら産業界をはじめとする社会との連携を推進するためには、本学と本学以外の組織に何らかの形で所属する場合に起こりうる「本学における職務で生じる利益」と「他の組織における職務で生じる利益」の相反を調整し、これに対処する仕組みを整備し、社会から信頼されることが重要である。

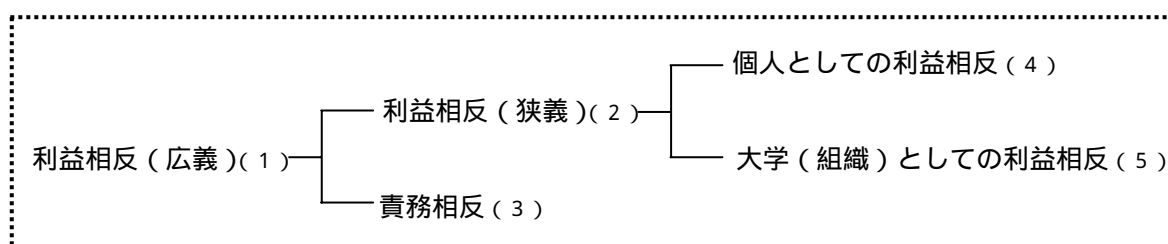
このような利益相反問題に対処するために、本学では、以下のような「利益相反ポリシー」を掲げる。

- (1) 利益相反の調整に関しては、「他の組織における職務」が「私的利益」と「公共の利益」の両方を生じさせるが、「本学における職務」と両立せず利益が相反する場合で、それぞれの利益が本学の使命や他のポリシー等に照らし同等の重要性をもつと判断される場合には、「公共の利益」を損ねないようにする。
- (2) 「本学における職務で生じる利益」と「他の組織における職務で生じる職員の私的利益」が相反する場合で、それぞれの利益が本学の使命や他のポリシー等に照らし同等の重要性をもつと判断される場合には、「本学における職務で生じる利益」を損ねないようにする。
- (3) 「学生の学ぶ権利に基づく利益」と「本学の経済的利益」や「職員の私的利益」が相反する場合には、「学生の学ぶ権利に基づく利益」は「本学の経済的利益」や「職員の私的利益」より優先する。ただし、学生も、本学の経済的利益や職員の私的利益を必要以上に損ねない責任を負う。
- (4) 利益相反に対処するために設置する機関における手続きは、職務の信頼性に疑惑を抱かれないように、公明、公正、中立で透明性を確保したものとする。

国立大学法人東京農工大学利益相反ポリシー補足説明

1. 利益相反の定義

利益相反を以下のように分類し、それぞれを(1)から(5)の様に定義する。



(1) 広義の利益相反：

狭義の利益相反(2)と責務相反(3)の双方を含む概念。

(2) 狭義の利益相反：

職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益(実施料収入、兼業報酬、未公開株式等)と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況。

(3) 責務相反：

職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態。

(4) 個人としての利益相反：

狭義の利益相反のうち、職員個人が得る利益と職員個人の大学における責任との相反

(5) 大学(組織)としての利益相反：

狭義の利益相反のうち、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反

2. 対象者

このポリシーは、大学に雇用され、職務責任を有する大学執行役員(学長、副学長、学部長、評議員など) 教員、契約により研究にかかわる研究員、事務職員、技術職員(以下「職員等」という。)及び学生を対象とする。

3. 利益相反の起こり得る事象

開示審査の必要な事象は当面以下の表に記載の事象とするが、今後はこれ以外にも検討していく。

開示や調査にあたっては、次表の各欄に示した懸念事項について確認するものとする。また、それら以外の事項についても必要に応じ確認できるものとする。

表 関連企業との間の行為に対する開示審査必要性の有無

	株式保有	兼業	ライセンス シング	共同での研 究予算申請	共同研究の受入れ	寄付 受諾	物品 購入
大学	未定		開示審査 ・その企業にライセンスする合理性は。 ・不当に安価な提供はしていないか。	開示審査 ・共同で予算申請する合理性は。その企業でなければならぬ必然性はあるか。		報告	競争 入札
職員 等	報告 ・株式保有そのものでは利益相反はない	開示 審査	開示審査 ・その企業にライセンスする合理性は。 ・不当に安価な提供はしていないか。	開示審査 ・共同で予算申請する合理性は。その企業でなければならぬ必然性はあるか。	開示審査 ・利益の圧縮、税金逃れなどの防止。 ・研究成果の不当に安価な提供、技術の囲いこみはないか。 ・他研究予算のつぎ込みはないか。	開示 審査 ・利益の圧縮、税金逃れなどの防止。	

*「関連企業」とは、執行幹部役員又はその配偶者及び2親等内の親族が株式を保有又は経営に参加する企業若しくは対象者又はその親族が株式を保有又は経営に参加する企業をいう。

なお、開示審査を対象者に要求する事例で学生が起業、就職、共同研究、インターン、アルバイト等に参加している場合及び学生から利益相反アドバイザーに相談が持ち込まれた場合には、その活動に関して関係対象者に情報開示を求め、学生から情報収集するものとする。

4. 開示を求める金銭的情報等の種類・範囲

全ての教職員は一定の金銭的情報等を指定された様式により大学に開示する。一定の金銭的情報とは、兼業報酬、実施料収入、未公開株式保有、ベンチャー企業への出資などの額面、パーセンテージなどを具体的に提示することをいう。なお、これらの金銭的情報には親族が係わっている場合もあるため、親族の情報に関する開示についてもプライバシーの面を考慮しながら行う。

5. 管理体制

(1) 利益相反の管理は基本的には次の要素からなるものとする。

- 1) 教職員の関連情報の開示(報告)あるいは学生などからの相談
- 2) 必要に応じた情報収集・調査、報告、当事者への助言
- 3) 利益相反委員会での審議、適切な措置
- 4) 定期的なフォローアップ

(2) 利益相反管理を適切に遂行するために、日常的な相談窓口となる利益相反アドバイザーを配置するものとする。

利益相反アドバイザーは、教職員から開示された情報を一次的に検討し、情報収集を行った上で、一定の基準に従い利益相反委員会に報告する事例と報告を要しない事例を振り分けるものとする。また、利益相反アドバイザーは相反状態が回避可能な場合には回避措置を勧告することが出来るものとする。

(3) 審議機関として利益相反委員会を設置するものとする。「利益相反委員会」は、利益相反の危険性のある事象についての開示に基づき、管理し、重要な経済的利益の公開、利益相反アドバイザーによる研究内容の確認等、研究計画の変更、研究の全部又は一部への参加の禁止、重要な経済的利益の剥奪、利益相反をもたらす関係の解消、第三者への株式等の寄託等の必要な措置を執る権限を有するものとする。また、開示審査の必要な具体的範囲、必要な措置の詳細等、利益相反への対応方策全般を決定する組織とする。

(4) 利益相反アドバイザーの決定に対して不服のある者は利益相反委員会に対し審議を求めることが出来るものとする。

利益相反委員会の決定に対し不服のある者は、再度利益相反委員会に審議を求めることが出来るものとし、再度審議にも不服のある場合は学長に異議申立が出来るものとする。